

作成年月日	平成21年9月14日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財 政 課

## 平成21年度 9月補正予算について

### 1 補正の考え方

平成21年度当初予算については、行財政構造改革推進方策に基づき、災害対策などの臨時的な経費を除く年度内の財政需要に対応できるよう編成した。

今年度に入ってから、国の第1次補正予算で措置された経済危機対策について、迅速かつ機動的に対応するとともに、急遽発生した新型インフルエンザへの対応など緊急的に取り組む必要が生じたことから、5月補正予算を編成した。

このたびは、台風9号等の災害が発生し、早期に復旧・復興の対策に取り組む必要が生じたこと、また、今後懸念される新型インフルエンザの第2波へ備える必要があることなど緊急に対策を実施するため、次のとおり補正予算を編成する。

#### (1) 台風第9号等災害に係る緊急対策

台風第9号及び7、8月豪雨による被害の状況を踏まえ、被災者への支援、産業の復興、農業への支援、施設等の復旧・復興について、必要な予算額を補正

#### (2) 新型インフルエンザに係る緊急対策

第2波の影響が懸念される新型インフルエンザに対して、兵庫県新型インフルエンザ対策検証委員会からの提言を踏まえ、医療供給体制の充実など必要な予算額を補正

#### (3) その他、緊急に執行を要する事業

全額国庫補助金で行う事業で、緊急に執行を要する事業について、必要な予算額を補正

#### (4) その他の対策

使用料の見直し、中小企業制度融資の金利改定など必要な対策を実施  
所要経費については、現時点での見込みをもとに算定

### 2 補正予算規模

(単位：百万円、%)

区 分	既定 予算額	今回 補正額	財源内訳				合 計	前 年 同期比
			国 庫	特 定	起 債	一 般		
一般会計	2,297,821	30,369	16,238	2,759	10,178	1,194	2,328,190	116.7
特別会計	1,049,942	0	0	0	0	0	1,049,942	80.4
小 計	3,347,763	30,369	16,238	2,759	10,178	1,194	3,378,132	102.3
公営企業会計	179,102	0	0	0	0	0	179,102	85.3
合 計	3,526,865	30,369	16,238	2,759	10,178	1,194	3,557,234	101.3

今回必要となる一般財源については、特別交付税、前年度繰越金等により対応  
農林水産資金特別会計において、債務負担行為を補正

### 3 事業区分毎の予算計上額

(単位：百万円)

区 分	補正額	財 源 内 訳			
		国 庫	特 定	起 債	一 般
台風第9号等災害に係る緊急対策	29,620	15,876	2,759	10,178	807
1 被災者支援対策	1,650	491	959	8	192
(1) 見舞金	214	42	150	0	22
(2) 災害救助	878	439	439	0	0
(3) 生活支援	22	0	3	8	11
(4) 健康・こころのケア対策	16	9	0	0	7
(5) 住宅支援	520	1	367	0	152
2 産業復興対策	1,973	0	1,800	21	152
(1) 中小企業支援	1,908	0	1,800	21	87
(2) 商店街支援	44	0	0	0	44
(3) 医療機関支援	6	0	0	0	6
(4) にぎわい復活・誘客支援	15	0	0	0	15
3 農業対策	130	0	0	0	130
(1) 農業再開等支援	3	0	0	0	3
(2) 地域農業の再生対策	127	0	0	0	127
4 施設等の復旧・復興対策	25,867	15,385	0	10,149	333
(1) 農林水産関係	6,430	4,560	0	1,656	214
(2) 土木関係	18,929	10,594	0	8,296	39
(3) その他の施設	508	231	0	197	80
新型インフルエンザに係る緊急対策	764	437	0	0	327
その他、緊急に執行を要する事業	224	224	0	0	0
合 計	30,608	16,537	2,759	10,178	1,134
公共施設整備基金の活用（積立取り止め）等	239	299	0	0	60
再 計	30,369	16,238	2,759	10,178	1,194

公共施設整備基金の積立取り止め：5月補正予算において、公共施設整備基金に積み立てることとしていた経済危機対策臨時交付金等を、地域元気回復支援事業など今回の補正予算の財源に一部活用

#### 4 事業の内訳

(単位：千円)

区 分	事業名	金額	頁
	台風第9号等災害に係る緊急対策	29,620,044	6
1	被災者支援対策	1,649,284	6
(1) 見舞金	災害弔慰金の支給	63,750	6
	死亡見舞金の支給	200	6
	災害援護金の支給	149,890	6
(2) 災害救助	災害救助の実施	878,000	7
(3) 生活支援	被災者生活復興資金の貸付（利子補給に係る債務負担行為を設定）	9,000	7
	災害援護資金の貸付	12,300	8
	私立高等学校生徒に係る授業料の軽減	525	8
(4) 健康・こころのケア対策	こころのケアに係る専門的支援	600	9
	被災地への医療救護班の派遣 [再掲]	(6,000)	9
	感染症対策の実施	14,000	9
	小中高校生に対するこころのケア	1,319	10
(5) 住宅支援	応急仮設住宅の提供 [再掲]	(223,424)	10
	被災者生活再建支援金の支給（県単独）	130,000	11
	ひょうご住宅災害復興資金の貸付（ひょうご住宅災害復興ローン）	367,000	11
	住宅災害復興融資への利子補給（二重ローン対策を含む）の実施（利子補給に係る債務負担行為を設定）	10,000	12
	高齢者への住宅再建支援	10,000	12
	住宅再建に伴う一時転居者への支援	1,700	13
	現地住宅復興相談コーナーの設置	1,000	13
2	産業復興対策	1,973,360	14
(1) 中小企業支援	被災事業者への経営再建支援チームの派遣	1,300	14
	経営円滑化資金の貸付（災害復旧枠）	1,300,000	14
	借換貸付の金利引き下げ	500,000	15
	県制度融資及び政府系金融機関災害復旧貸付への利子補給の実施（利子補給に係る債務負担行為を設定）	-	15
	地域産業振興資金の貸付	80,000	16
	災害復旧高度化資金の貸付	27,000	16
(2) 商店街支援	商店街災害復興コンサルタントの派遣	6,000	17
	被災商店街等への施設復旧支援	15,000	17
	空き店舗活用への支援	22,500	17
(3) 医療機関支援	地域医療機能の復旧支援	6,560	18
	福祉医療機構災害復旧貸付への利子補給の実施（利子補給に係る債務負担行為を設定）	-	19
(4) にぎわい復活・誘客支援	被災地域元気回復支援事業の実施	15,000	19
(5) 雇用支援	緊急雇用就業機会創出事業の活用	-	19
	総合的な就職支援	-	19

(単位：千円)

区分	事業名	金額	頁
3	農業対策	130,000	20
(1) 農業再開等支援	美しい村づくり資金（災害資金）の貸付（利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定）	-	20
	農業近代化資金の貸付（利子補給に係る債務負担行為を設定）	-	20
	野菜災害補償補助金の交付	2,000	21
	農業共済制度への加入促進	1,000	21
(2) 地域農業の再生対策	地域農業再生プランの策定	1,000	21
	地域農業再生事業の実施	25,000	21
	農業担い手継続対策事業（営農継続用機械整備事業）の実施	50,000	22
	被災農地と周辺未被災農地との一体的整備の促進	45,000	23
	野生動物防護柵の設置支援	6,000	23
4	施設等の復旧・復興対策	25,867,400	24
(1) 農林水産関係		6,430,000	24
施設の復旧復興	補助事業（復旧分（農地・農業用施設等））	2,667,000	24
	補助事業（改良分（災害関連緊急治山等））	2,891,000	25
	単独事業（県単独災害復旧事業）	33,000	25
	単独事業（林地災害復旧事業）	800,000	25
障害物等の処理	倒木等処理対策	37,000	26
	漁場回収ゴミ処理支援事業	2,000	26
(2) 土木関係		18,929,000	27
施設の復旧復興	補助事業（復旧分（河川等））	14,840,000	27
	補助事業（改良分（砂防等））	1,089,000	27
	単独事業（県単独災害復旧事業）	2,000,000	28
	単独事業（河川土砂等除去対策事業）	1,000,000	28
(3) その他の施設		508,400	28
県有施設災害復旧事業	県有施設災害復旧事業（県立施設(7施設)、県立学校(3校)、社会教育施設(1施設)、交通安全施設(信号等)、警察施設等(駐在所等)	369,600	28
民間施設等災害復旧事業	社会福祉施設災害復旧事業	63,800	29
	文化財災害復旧事業	5,000	29
	景観形成重要建造物等の復旧支援	70,000	30
新型インフルエンザに係る緊急対策		763,796	31
[医療供給体制の充実]	一般医療機関外来部門の感染防止設備等整備費の助成	152,000	31
	簡易透析装置整備費の助成	67,000	31
	臨時専用外来の設置に向けた陰圧式テントの備蓄	60,000	31
[情報の提供]	インフルエンザ情報センターの設置	1,200	32
	感染症対策の啓発	1,700	32
	社会福祉施設等休業時対応マニュアルの整備	1,000	32
	新型インフルエンザ対策講習会の開催	1,000	32
	医療機関向け講習会の実施	1,000	33

(単位：千円)

区 分	事業名	金額	頁
[感染防止体制の充実]	新型インフルエンザ健康相談窓口の運営等	14,200	33
	マスク等感染防護資材の整備	89,800	33
	校舎等の消毒	1,900	33
	県対策本部アドバイザーの設置	447	33
[検査体制の充実]	検査定点箇所の追加	2,104	33
	検査等の実施	5,900	33
	R N A自動抽出機の整備	5,970	34
	サーモグラフィの整備	2,555	34
[にぎわい復活・誘客支援]	地域元気回復支援事業の実施	281,300	34
	「やっぱり、ひょうご」キャンペーンの推進	74,720	35
[研究・開発]	大学等研究機関との共同研究の実施	-	35
その他、緊急に執行を要する事業		224,257	36
[全額国庫補助金で行う事業で、緊急に執行を要する事業]	震度計の追加設置等	176,000	36
	地域SNS・地域ポイントシステム連携プロジェクトの構築	29,866	36
	地図情報連携プロジェクトの構築	18,391	36
その他の対策		-	37
[使用料の見直し]	人と防災未来センター観覧料の小中学生の無料化	-	37
	県立施設使用料における障害者に対する減免率の引き上げ	-	37
[県事業に対する市町負担金の決定]		-	38
[中小企業制度融資の金利改定]		-	39
合 計		30,608,097	
公共施設整備基金の活用(積立取り止め)等		238,799	
再 計		30,369,298	

## 5 事業の概要

### 台風第9号等災害に係る緊急対策

#### 1 被災者支援対策

##### (1) 見舞金

被災世帯数等は、9月10日現在の市町からの被害報告に基づく推計値

災害弔慰金の支給 63,750千円  
(国庫42,500千円、一般21,250千円)

- ・ 対象者 台風第9号が原因で死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)
- ・ 支給額 生計維持者 500万円(支給見込13人)  
その他の者 250万円(支給見込8人)
- ・ 負担割合 国2/4、県1/4、市町1/4

死亡見舞金の支給 200千円  
(全額災害援護基金)

- ・ 対象者 災害弔慰金の対象とならない自然災害が原因で死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)
- ・ 支給額 20万円(支給見込1人)

災害援護金の支給(拡充) 149,890千円  
(全額災害援護基金)

- ・ 対象者 台風第9号が原因で全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯主、重傷被災者
- ・ 支給額 全壊世帯 20万円(支給見込188件)  
半壊世帯 10万円(支給見込965件)  
床上浸水世帯 5万円(支給見込314件)(現行3万円)  
重傷被災者 3万円(支給見込3人)

## (2) 災害救助

災害救助の実施

878,000千円

(国庫439,000千円、災害救助基金439,000千円)

- 対象市町 災害救助法適用市町(2市1町(宍粟市、朝来市、佐用町))
- 対象経費 応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理、避難所、仮設トイレの設置、生活必需品、飲料水等の支給、障害物の除去、学用品の支給、救護班等医療の提供等

(単位：千円)

区 分	金 額
応急仮設住宅の提供	223,424
住宅の応急修理	488,800
避難所、仮設トイレの設置	4,486
生活必需品、飲料水等の支給	44,728
障害物の除去等	49,925
学用品の支給	8,591
救護班等医療の提供	6,000
輸送費、事務費	52,046
合 計	878,000

- 負担割合 国1/2、県1/2

## (3) 生活支援

被災者生活復興資金の貸付

9,000千円

(特定3,000千円、一般6,000千円)

(利子補給に係る債務負担行為を設定)

- 実施主体 取扱金融機関
- 対象災害 平成21年度中の知事が指定した自然災害  
(台風第9号及び7、8月豪雨)
- 貸付対象
  - 住家被害を受け、全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水のり災証明書の交付を受けた者又は自家用自動車に被害を受け、り災証明書の交付を受けた者
  - 世帯主又は主たる生計維持者であり、その者の前年総所得金額が730万円以下であること等
- 資金使途
  - 家具・家庭用電気製品等生活必需品の修理・買換え
  - 自家用自動車の修理・買換え
  - 被災家屋のうち、居住の用に供する箇所の補修
- 貸付限度額 300万円(貸付見込 300世帯)
- 貸付利率 2.0%(実質無利子)  
県・市町が共同で取扱金融機関に対し貸付利率と同率を利子補給
- 貸付期間 5年以内(うち据置6ヶ月以内)
- 保証人 原則として不要
- 受付期間 H21.9.15~H21.12.28
- 負担割合 県2/3、市町1/3

## 災害援護資金の貸付

12,300千円  
(起債8,200千円、一般4,100千円)

- ・ 実施主体 市町
- ・ 対象災害 災害救助法が適用された市町が1以上ある自然災害
- ・ 貸付対象 療養期間が1ヶ月以上の世帯主の負傷、家財に1/3以上の損害、住居の全・半壊、住居の全体が滅失若しくは流出等の被災を受けた者
- ・ 所得制限 4人世帯の場合、前年の総所得金額が730万円以下
- ・ 資金使途 生活の立て直しに必要な経費
- ・ 貸付限度額
  - ・ 全壊 : 世帯主負傷 350万円、それ以外 250万円 (貸付見込 1世帯)
  - ・ 半壊 : 世帯主負傷 270万円、それ以外 170万円 (貸付見込 4世帯)
  - ・ 床上浸水 : 世帯主負傷 250万円、それ以外 150万円 (貸付見込 2世帯)
- ・ 貸付利率 3%
- ・ 貸付期間 10年以内 (うち据置3年以内)
- ・ 保証人 1人必要
- ・ 受付期間 災害発生から3ヶ月以内
- ・ 貸付資金の負担割合 国2/3、県1/3

### (参考)

#### 生活福祉資金(災害援護資金)の貸付

- ・ 実施主体 県社会福祉協議会
- ・ 貸付対象 独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者
- ・ 所得制限 低所得者世帯(概ね市町村民税非課税世帯)、生活保護世帯
- ・ 資金使途 災害を受けたことによる困窮からの自立のために必要な経費
- ・ 貸付限度額 150万円
- ・ 貸付利率 3%
- ・ 貸付期間 7年以内(うち据置1年以内)
- ・ 保証人 1名必要
- ・ 受付期間 随時

## 私立高等学校生徒に係る授業料の軽減(新規)

525千円

(全額一般)

私立高等学校生徒授業料軽減補助の適用に当たり、被災生徒については、次の補助単価を適用

- ・ 全壊・大規模半壊世帯 補助単価150千円
- ・ 半壊・床上浸水世帯 補助単価75千円(助成見込7人)



(4) 健康・こころのケア対策

こころのケアに係る専門的支援

600千円

(全額一般)

精神科救護所の設置及び精神科医師等の派遣(拡充)

被災直後における精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発への予防・対応等を図るため、今回新たに精神科救護所を設置した上で、短期集中的に精神科医師、看護師、精神保健福祉士等を派遣

- ・ 設置期間 8/20～8/31(12日間)
- ・ 設置場所 佐用小学校体育館ほか
- ・ 派遣人数 延べ13名
- ・ 派遣先 佐用町ほか

こころのケアチームの派遣(新規)

被災から一定期間が経過する中で、住民の精神的な問題が顕在化してくる時期にあわせ「こころのケア」に特化したチームを設置し、訪問相談等を実施

- ・ 派遣時期 9月～3月
- ・ 派遣職員 こころのケアセンター職員等
- ・ 派遣市町 佐用町ほか
- ・ 派遣時期、回数等  
( 9月 2名×5回  
10月～12月 2名×8回(週2回)  
1月～3月 2名×4回(週1回) )

こころのケア連絡会議の開催(新規)

「こころのケア」支援を行う関係機関同士の連携・調整

- ・ 開催時期 H21.8月～H22.3月
- ・ 開催回数 月1回程度

被災地への医療救護班の派遣

6,000千円【再掲(災害救助の実施)】

(国庫3,000千円、災害救助基金3,000千円)

- ・ 派遣市町 佐用町
- ・ 派遣期間 11日間(8/10～8/20)
- ・ 派遣人数 162人

感染症対策の実施

14,000千円

(国庫8,500千円、一般5,500千円)

感染症法に基づき、市町が感染症発生の予防対策(消毒等)を実施

- ・ 実施市町 6市4町(見込)
- ・ 負担割合 激甚災害の場合(佐用町) 国：県 = 2：1  
通常災害の場合 国：県：市町 = 1：1：1

小中高校生に対するこころのケア

1,319千円

(国庫 303千円、一般 1,016千円)

被災地域における児童生徒等のこころのケア対策として、カウンセラーを派遣

- ・ 派遣する学校  
生徒が死亡するなど被災生徒が多い学校や避難所となっている学校
- ・ 高校：キャンパスカウンセラーを派遣
  - ・ 派遣期間 8/31～9/30（始業式前日から1ヶ月程度）
  - ・ 派遣先 2校（県立佐用高校、龍野北高校）
  - ・ 派遣回数 1校あたり10回
- ・ 小中学校：スクールカウンセラーを派遣
  - ・ 派遣期間 8/25～9/30（始業式前日から1ヶ月程度）
  - ・ 派遣先 8校 

佐用町立幕山小学校等	5小学校
佐用町立上月中学校等	3中学校
  - ・ 派遣回数 1校あたり10回

#### (5) 住宅支援

応急仮設住宅の提供

223,424千円【再掲（災害救助の実施）】

(国庫 111,712千円、災害救助基金 111,712千円)

災害救助法に基づき、被災等の状況を踏まえ、県及び市町で応急仮設住宅を供与  
(原則1年以内)

- ・ 実施主体 県（佐用町内の応急仮設住宅の建設：42戸）  
(建設等戸数) 朝来市（民間賃貸住宅の借り上げ：6戸）

#### (参 考)

被災者生活再建支援法（国制度）の全県適用 支給見込額 850,000千円

(被災者生活再建支援法人（国）から被災者へ直接支給)

台風第9号災害による被災者の住宅の建設、購入、補修等を促進するため、全壊世帯及び大規模半壊世帯に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給

- ・ 対象災害 台風第9号
- ・ 支給対象 全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯
- ・ 支給額（定額） 世帯人数が1人の場合、支給額は3/4
  - (全壊)
    - ・ 再建 複数世帯 3,000千円（支給見込 42世帯）  
単数世帯 2,250千円（支給見込 14世帯）
    - ・ 補修 複数世帯 2,000千円（支給見込 99世帯）  
単数世帯 1,500千円（支給見込 33世帯）
  - (大規模半壊)
    - ・ 再建 複数世帯 2,500千円（支給見込 61世帯）  
単数世帯 1,875千円（支給見込 21世帯）
    - ・ 補修 複数世帯 1,500千円（支給見込143世帯）  
単数世帯 1,125千円（支給見込 47世帯）
- ・ 支給方法  
住宅の被害程度及び再建の態様に応じて定額支給（渡し切り）
- ・ 資金使途 制限なし

被災者生活再建支援金の支給（県単独）

130,000千円

（全額一般）

被災者生活再建支援金（国制度）の支給対象とならない半壊、床上浸水世帯に対し支援金を支給

- ・ 実施主体 市町
- ・ 対象災害 平成21年度中の自然災害で知事が特に定めるもの
- ・ 支給対象 半壊、床上浸水（家屋の損害割合が10%以上20%未満）の被害を受けた世帯
- ・ 支給額（定額）
  - ・ 半壊 : 25万円（支給見込 693世帯）
  - ・ 床上浸水 : 15万円（支給見込 138世帯）
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3

（参考）

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済） 支給見込額485,000千円

（（財）兵庫県住宅再建共済基金（県）から被災者へ直接支給）

住宅所有者の相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）」について、台風第9号等により被害を受けた住宅の再建・購入、補修等を支援するため、共済給付金を支給

- ・ 対象者 県内に住宅を所有しているフェニックス共済加入者
- ・ 支給対象 自然災害で全壊、大規模半壊、半壊の被害を受け、再建・購入、補修等した者
- ・ 共済給付金（定額）
  - ・ 再建等給付金 600万円（支給見込59戸）
  - ・ 補修給付金
    - 全壊で補修 200万円（支給見込30戸）
    - 大規模半壊で補修 100万円（支給見込38戸）
    - 半壊で補修 50万円（支給見込67戸）
  - ・ 居住確保給付金 10万円
- ・ 共済負担金 1戸につき年額5,000円（加入初年度は月額500円（上限5,000円））

ひょうご住宅災害復興資金の貸付（ひょうご住宅災害復興ローン）

367,000千円

（全額特定）

- ・ 貸付限度額 建設 100万円以上500万円以内（貸付見込 36件）  
補修 100万円以上400万円以内（貸付見込120件）

	公的資金 合 計	内 訳	
		住宅金融支援 機 構 融 資	ひょうご住宅 災害復興ローン
建設	1,960万円	1,460万円	500万円
補修	1,040万円	640万円	400万円

- ・ 貸付利率 住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率[現行2%]
- ・ 貸付期間 25年間
- ・ 受付期間 H21.9月～H23.8月

住宅災害復興融資への利子補給の実施（拡充） 10,000千円  
 （全額一般）  
 （利子補給に係る債務負担行為を設定）

通常分

被災者が住宅の建設・購入、補修を行うためのローンに対する利子補給を実施

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象者 一定の被災( )を受け、500万円以上の融資を受けて住宅を再建する者  
           建設・購入：半壊以上      補修：床上浸水以上
- ・ 対象融資 ひょうご住宅災害復興ローン、住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- ・ 利子補給限度額
  - ・ 建設・購入 1,960万円（支給見込 36件）
  - ・ 補修 640万円（支給見込 120件）
- ・ 利子補給率 住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率[現行2%]まで
- ・ 利子補給期間 5年以内
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3

二重ローン対策(新規)

被災を受けた住宅の既存の住宅ローンと、住宅再建のための新たな住宅ローンによる二重の負担が生じる者を支援

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象者 住宅災害復興融資利子補給制度対象融資とは別に、被災を受けた住宅の既存の住宅ローンの残高が500万円以上ある者
- ・ 対象融資 被災を受けた住宅の既存の住宅ローン
- ・ 利子補給限度額 建設・購入：2,460万円から通常分で利子補給を受けるローンの残債務を差し引いた額を対象（支給見込2件）  
                   補修：1,140万円から通常分で利子補給を受けるローンの残債務を差し引いた額を対象（支給見込6件）
- ・ 利子補給率 既存のローンの利率（上限は、住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率[現行2%]）まで
- ・ 利子補給期間 5年以内（二重ローンの状態が解消されるまで）
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3

高齢者への住宅再建支援 10,000千円  
 （全額一般）

住宅ローンが借りにくい高齢者に対して、住宅再建費用の一部を助成

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象者 世帯主（主たる生計維持者）である65歳以上の被災者で住宅を建設・購入する者
- ・ 補助額 100万円（助成見込15戸）
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3
- ・ 受付期間 H21.9月～H25.3月

住宅再建に伴う一時転居者への支援

1,700千円

(全額一般)

住宅を再建するため、一時的に民間賃貸住宅に入居する場合、仮移転中の家賃の一部を助成

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象者
  - ・ 自己所有住宅再建のため、県内民間賃貸住宅に入居する者
  - ・ 賃貸住宅入居者で、所有者が賃貸物件を再建する間、他の県内民間賃貸住宅に入居し、建設等完了後の住宅に入居する者
- ・ 所得制限 所得730万円以下
- ・ 助成額 自己所有：家賃月額 $\frac{1}{2}$ (3万円上限)  
賃貸住宅：従前家賃との家賃差額の $\frac{1}{2}$ (3万円上限)  
(助成見込14件)
- ・ 助成期間 6ヶ月間
- ・ 受付期間 H21.9月～H24.3月
- ・ 負担割合 県 $\frac{2}{3}$ 、市町 $\frac{1}{3}$

現地住宅復興相談コーナーの設置

1,000千円

(国庫 450千円、一般 550千円)

専門家等による住宅・宅地の再建・補修に関する相談コーナーを設置

- ・ 設置場所 西播磨県民局管内2箇所(佐用・穴粟)、  
但馬県民局管内1箇所(朝来)
- ・ 設置時期 H21.8.26～H21.9.10
- ・ 開設時間 9:00～17:00(土日も開設)
- ・ 相談体制 住宅・宅地相談...県職員(建築職)  
融資相談...住宅金融支援機構職員  
技術相談...民間建築士等

## 2 産業復興対策

### (1) 中小企業支援

被災事業者への経営再建支援チームの派遣 1,300千円  
(全額一般)

商店及び中小製造業等の早期再建を図るため、巡回相談、派遣相談による個別経営状況に応じた指導及び助言を実施

#### 巡回相談

- ・ 実施主体 県、市町、商工会
- ・ 対象者 床下浸水以上の被災中小企業(約900事業所)

#### 派遣相談

- ・ 対象者 被災中小企業のうち希望する者
- ・ 相談内容 経営再建にかかる設備投資計画、資金調達計画、被災に伴う税務処理等
- ・ 支援チーム編成  
県経営商業課専門職員、嘱託診断員及び専門家、市町商工課等職員、商工会経営指導員等必要に応じて総合的な支援チームを編成(相談内容に応じて中小企業診断士、税理士、建築士、弁護士等を個別中小企業者へ派遣)
- ・ 派遣対応期間 H22.3.31まで(派遣回数見込 延べ50回)
- ・ 受付窓口 県経営商業課

経営円滑化資金の貸付(災害復旧枠) 1,300,000千円  
(全額特定)

県制度融資「経営円滑化貸付」災害復旧枠を適用

- ・ 融資目標額 25億円
- ・ 融資対象者 台風第9号等により被害を受け、り災証明書を有する者
- ・ 資金使途 災害復旧に必要な設備資金又は運転資金
- ・ 融資限度額 1億円
- ・ 融資利率 1.35%(H21.10.1以降 1.30%)
- ・ 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
- ・ 適用期間 H22.3月末までの融資実行

借換貸付の金利引き下げ（新規）

500,000千円  
（全額特定）

- ・ 融資目標額 15億円
- ・ 融資対象者 次のいずれにも該当するもの
  - ・ 県内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者
  - ・ 台風第9号等により被害を受け、り災証明書を有する者
- （り災証明による被災の程度が床下浸水以下の場合は、最近1ヶ月の売上高が前年同期比で10%以上減少している者）
- ・ 資金使途 既往の県制度融資借入金の返済資金及び運転資金
- ・ 融資限度額 1億円
- ・ 融資利率 1.95%（現行2.2%）  
（H21.10.1以降 1.90%）
- ・ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内）
- ・ 適用期間 H22.3月末までの融資実行

県制度融資及び政府系金融機関災害復旧貸付への利子補給の実施

（利子補給に係る債務負担行為を設定）

被災した企業が災害復旧のために借り入れた資金に対して利子補給を実施する市町へ助成

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象資金 県制度融資「経営円滑化貸付(災害復旧枠)」  
日本政策金融公庫等政府系金融機関災害復旧貸付
- ・ 利子補給対象限度額 2,000万円
- ・ 利子補給率 利子全額
- （県制度融資「経営円滑化貸付(災害復旧枠)」(現行1.35%)  
日本政策金融公庫(融資期間5年の場合)(現行1.85%)
- ・ 利子補給期間 3年間
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3

地域産業振興資金の貸付（拡充）

80,000千円  
（全額一般）

地場産業等を営む被災中小企業者等に対し災害復旧費用を貸付

- ・ 実施主体 （財）ひょうご産業活性化センター
- ・ 受付期間 H21.9.16～H22.2.26（原則）

事業者向け災害復旧貸付

- ・ 貸付対象者 地場産業等を営む従業員20人以下（通常：10人以下）の中小企業であって以下のいずれかの要件を満たす者
  - ・ 台風第9号等により床上浸水以上の被害を受け、り災証明を受けた者
  - ・ 台風第9号等により床上浸水以上の被害を受けた店舗等を譲り受け、又は借り受けて事業を行う者（新規）
- ・ 資金使途 設備資金及び被災した設備の修繕費・原材料の調達経費等（通常は新規設備、増改築のみ）
- ・ 貸付限度額 1,000万円
- ・ 貸付割合 設備等購入価格80%以内（通常：70%以内）
- ・ 貸付利率 無利子
- ・ 貸付期間 7年以内（うち据置1年以内）  
ただし、原材料のみの場合は3年以内（うち据置6ヶ月以内）

産地組合向け災害復旧貸付

- ・ 貸付対象者 被災小規模事業者向けに共同設備貸与事業を行う産地組合等（設備貸与対象者：(a)従業員20人以下、(b)設備復旧が必要、(c)り災証明書を有する者（床上浸水以上））
- ・ 資金使途 共同設備貸与事業に必要な資金
- ・ 貸付限度額 5,000万円
- ・ 貸付割合 100%
- ・ 貸付利率 無利子
- ・ 貸付期間 7年以内（うち据置1年以内）

災害復旧高度化資金の貸付

27,000千円

（起債21,600千円 一般5,400千円）

被害を受けた製造設備の更新のために、組合が製造設備を一括して取得し、組合員にリースする事業（設備リース）に対し、その費用を貸付

- ・ 貸付先 県手延素麺協同組合（組合員がり災証明書を有すること）
- ・ 貸付限度額 所要額
- ・ 貸付割合 貸付対象施設の整備資金の90%以内
- ・ 貸付利率 無利子
- ・ 貸付期間 20年以内（うち据置3年以内）



## (2) 商店街支援

商店街災害復興コンサルタントの派遣（新規） 6,000千円  
(全額一般)

市町等が実施する被災商店街の再整備、個店の再建、遊休地の有効活用、賑わいの創出等に係るコンサルタント（建築士、再開発プランナー等）による調査、プランづくりにかかる経費を助成

- ・ 対象事業
  - ・ 被災商店街、店舗等の状況調査
  - ・ 商圈、マーケット調査・分析
  - ・ 商店街の再開発プランづくり
  - ・ 個店の再建プランづくり
- ・ 実施主体 被災市町、又は商工会  
(事業実施にあたっては市町及び商工会が連携して実施すること)
- ・ 補助額（定額）上限200万円（助成見込3件）

被災商店街等への施設復旧支援（拡充） 15,000千円  
(全額一般)

被災地域の商店街等の共同施設等の建設・補修費の一部を助成

- ・ 対象者 商店街の組合等（任意団体を含む）
- ・ 対象経費 商店街等が所有する共同施設等の建設・補修事業  
(H16：軽微な補修事業のみ)
- ・ 補助率 1/2（ただし、中小商業活力向上事業（国制度）の適用を受けた事業は、対象事業費から国補助金額を控除した金額の1/2以内）  
(H16：国制度との併用は不可)
- ・ 補助限度額 500万円（助成見込3件）

空き店舗活用への支援（拡充） 22,500千円  
(全額一般)

商店街の店舗が廃業することによる空き店舗の増加を防止するため、意欲ある商業者の事業継承、新規開業に対し、家賃の一部等を助成

- ・ 対象者 新規開業者、商店街、商工会等
- ・ 期間 2年
- ・ 補助対象 内装費、賃借料
- ・ 補助率 1/2（現行1/3）
- ・ 補助限度額 1年目：225万円（助成見込10件）  
2年目：75万円

(参考)

被災空き店舗対策にかかる制度融資の活用促進

被災した空き店舗を買い取って事業を行う者が利用できる融資制度を、市町や商工会等と連携して広報することにより、積極的な活用を促進

【利用を想定する資金例】

制度名	資金用途	利用できる場合	限度額	利率	融資期間 (据置期間)
設備活性化貸付	設備	当該店舗で事業を営むため、設備投資を行う場合	3億円	1.55% (1.50%)	10年以内 (2年以内)
経営革新貸付	設備 運転	後継者不在により事業継続が困難になっている方から、事業譲渡等により事業を取得する場合	1億円		
新事業創出貸付		当該店舗で健康・福祉・シルバー関連産業を営む、又は営もうとする場合			
新規開業貸付		事業歴のないものが、新たに事業を開始しようとする場合	資格経験あり 3,500万円 資格経験なし 2,500万円	1.75% (1.70%)	7年以内 (1年以内)

利率欄の( )内は、H21.10.1以降の利率

(3) 医療機関支援

地域医療機能の復旧支援(新規)

6,560千円

(全額一般)

医療施設等災害復旧事業(国制度)の対象とならない在宅当番医制参加病院の復旧費用に対し、県独自に支援を実施

- ・ 対象医療機関 在宅当番医制(一次救急医療体制)に参加している病院
- ・ 対象経費 災害復旧に要する工事費(国制度準拠)
- ・ 補助対象額(基準額) 6,560千円(助成見込2件)
- ・ 負担割合 県1/2、事業者1/2

(参考)

医療施設等災害復旧事業(国制度)

- ・ 補助対象 在宅当番医制診療所、病院群輪番制病院、へき地医療拠点病院等
- ・ 対象経費 各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費
- ・ 補助基準額 補助対象によって異なる
 

在宅当番医制診療所補助	13,139千円
病院群輪番制病院補助	80,200千円
へき地医療拠点病院補助	229,200千円 等
- ・ 補助率 原則 国1/2、事業者1/2

福祉医療機構災害復旧貸付への利子補給の実施（拡充）

（利子補給に係る債務負担行為を設定）

被災した医療機関が災害復旧のために借り入れた資金に対して利子補給を実施

- ・ 事業主体 市町
- ・ 対象資金 福祉医療機構災害復旧貸付  
ただし、借入金のうち、地域医療機能復旧支援事業（県単独）の補助対象となる経費は、利子補給の対象としない  
〔 医療施設等災害復旧事業（国制度）の補助対象となる医療機関が借り入れる場合は全額利子補給の対象としない 〕
- ・ 利子補給対象限度額 3,000万円（H16：2,000万円）
- ・ 利子補給率 利子全額  
〔 福祉医療機構災害復旧貸付（現行1.7%） 〕
- ・ 利子補給期間 3年間
- ・ 負担割合 県2/3、市町1/3

（４）にぎわい復活・誘客支援

被災地域元気回復支援事業の実施（新規）

15,000千円

（全額一般）

被害を受けた地域における商店街等の再開や観光施設のPRのために実施するイベント等に対し助成

- ・ 補助対象 観光協会、商店街・小売市場、公益法人、第3セクター及びこれら団体・企業・県民が参画する協議会等
- ・ 対象事業 復興イベント
- ・ 補助率 定額。規模に応じ、200千円、500千円、1,000千円、2,500千円、5,000千円（助成見込6件）

（５）雇用支援

緊急雇用就業機会創出事業の活用

（既定の予算を活用）

「緊急雇用就業機会創出基金」を活用して、被災地域における雇用機会を確保

[支援内容]

- ・ 被災県民局管内で今後実施予定の県事業において、失業者の雇用を確保  
〔 農業用用水施設実態調査事業、 農業用井堰実態調査事業、  
農地有効利用調査事業、JA出資法人等運営支援事業 等 〕
- ・ 市町事業においても既存事業で雇用可能なほか、県は今後の事業組み替えなどに積極的に対応

総合的な就職支援

（既定の予算を活用）

「ひょうご・しごと情報広場」における総合的な就職支援及び地域雇用相談員による相談を実施

〔 特に被害が甚大であった佐用町については、地域雇用相談員を相談会等に派遣 〕

### 3 農業対策

#### (1) 農業再開等支援

##### 美しい村づくり資金(災害資金)の貸付(拡充)

(利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定)

被害を受けた農業者等に対して、美しい村づくり資金(災害資金)の融資枠拡充、貸付利率の無利子化(当初3年間)などを実施

- ・ 対象者 台風9号等により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)
- ・ 資金使途
  - ・ 再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等)
  - ・ 災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金
- ・ 貸付限度額 個人1,000万円(現行 500万円)  
団体2,000万円(現行1,000万円)
- ・ 償還期間 7年以内(うち据置2年以内)(現行 5年以内(うち据置1年以内))
- ・ 融資見込額 3億円(融資枠の拡充)
- ・ 利子補給 当初3年間、現行の貸付利率(0.95%)に追加利子補給を行い無利子化  
[追加負担] JA : 0.31%(基準金利の低減)  
県 : 0.43% $((0.95\% - 0.31\%) \times 2/3)$   
市町 : 0.21% $((0.95\% - 0.31\%) \times 1/3)$
- ・ 担保・保証人 県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要

##### 農業近代化資金の貸付(拡充)

(利子補給に係る債務負担行為を設定)

被害を受けた認定農業者等に対して、農業近代化資金(復旧に必要な資金)の融資枠拡充、貸付利率の無利子化(当初3年間)を実施

- ・ 対象者 台風9号等により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)
- ・ 資金使途 農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金
- ・ 貸付限度額 個人: 1,800万円、法人、集落営農組織: 2億円
- ・ 償還期間 15年以内(うち据置7年以内)
- ・ 融資見込額 1億円(融資枠の拡充)
- ・ 利子補給 当初3年間、現行の貸付利率(1.00~1.70%:償還期間により異なる)に追加利子補給を行い無利子化
- ・ 利子補給限度額 個人: 1,800万円、法人、集落営農組織: 3,600万円  
[追加負担] 県 0.67~1.14%(貸付利率の2/3)  
市町 0.33~0.56%(貸付利率の1/3)
- ・ 担保・保証人 県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として認定農業者については個人1,800万円、法人3,600万円、集落営農組織については3,000万円まで、担保・第三者保証人は不要

野菜災害補償補助金の交付

2,000千円

(全額一般)

野菜の生育途上において自然災害による被害を受けた農家に対し、災害補償金を交付

- ・ 事業主体 (社)兵庫県青果物価格安定資金協会
- ・ 交付対象者 風水害、ひょう害により被害を受けた野菜農家
- ・ 対象野菜 国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜で予約数量の範囲内(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等23品目)
- ・ 補償方法 対象野菜に対し、農協等が自主的に生産者に災害補償金を交付した場合、その1/2以内(15,000円/10aを限度)を当該農協に協会が補助(被害面積見込 11ha)

農業共済制度への加入促進

1,000千円

(全額一般)

一連の水害被害等の経験を踏まえ、自然災害等による損失を補償し農業経営の安定を図る農業共済制度への加入を促進

- ・ 事業主体 兵庫県農業共済組合連合会
- ・ 補助対象経費 農業共済制度への加入促進のための普及啓発活動

(2) 地域農業の再生対策

地域農業再生プランの策定

1,000千円

(全額一般)

復旧農地を活用し、高齢者や女性等による農業者組織や認定農業者等が、地域農業の再生方策を示す「地域農業再生プラン」を農業改良普及センター等による支援を受けながら策定

- ・ 支援内容
  - ・ 農地やため池(用水)など集落の復旧計画について支援
  - ・ 地域農業の再生方策の策定支援
  - ・ 各集落にあった事業支援のアドバイスや実現に向けた支援
- ・ 支援地区数 100地区

地域農業再生事業の実施

25,000千円

(全額一般)

高齢者・女性等が復旧農地を活用し、地域農業を共同で推進する取り組みに対し助成

- ・ 事業主体 高齢者や女性等による農業者組織、認定農業者等
- ・ 事業内容
  - ・ 地産地消タイプ(小規模直売所、加工施設、関連機器等の整備)
  - ・ 産地形成タイプ(生産管理用施設、機械、流通改善施設)
  - ・ 都市農村交流タイプ(体験農園、ふれあい農園開設等)
- ・ 補助対象上限額 1地区あたり 5,000千円
- ・ 補助率 3/4(県1/2、市町1/4)
- ・ 支援地区数 50地区(H21:10地区、H22:30地区、H23:10地区)

農業担い手継続対策事業（営農継続用機械整備事業）の実施 50,000千円  
 （全額一般）

復旧農地の有効活用を図るため、集落営農組織等が復旧農地を活用して規模拡大する場合に、営農継続に必要な農業機械の導入に対し支援

- ・ 事業主体
  - ・ 新たに集落営農に取り組む集落に機械をリースする農協、市町公社等
  - ・ 規模拡大する集落営農組織、認定農業者に機械をリースする農業、市町公社等
- ・ 貸与機械等 トラクター、コンバイン、田植機、管理用機械等
- ・ 補助対象上限額 1,000万円
- ・ 補助率 3/4(県1/2、市町1/4)
- ・ 支援地区数 50地区(H21:10地区、H22:30地区、H23:10地区)

（参 考）

認定農業者等への農地集積支援事業（国制度）

（国から面的集積組織(市町等)を通じて対象者へ支給）

遊休農地化する恐れがある復旧農地について、平成21年度に創設された国事業を活用し、集落営農組織や認定農業者等への集積を促進

< 農地確保・利用支援事業の概要 >

	区 分	内 容
受け手対策	対象者	復旧農地も活用して規模拡大を行う認定農業者又は集落営農組織
	要件	賃借権の新規設定で経営面積が1ha以上になる場合は、賃借権新規設定面積の制限無し （農作業委託でも可） （対象農地は、集落の内外を問わない）
	交付額 /10a	新規設定面積1ha以上 16,000円(最大) 新規設定面積1ha未満 12,000円(最大) 5年以内に新規設定が確実 8,000円(最大)

< 農地集積加速交付金交付事業の概要 >

	区 分	内 容
出し手対策	対象者	復旧農地も活用して規模拡大を行う認定農業者又は集落営農組織へ農地を貸出す者
	要件	賃借権の新規設定で経営面積が1ha以上になる場合は、賃借権新規設定面積の制限無し （対象農地は、集落の内外を問わない）
	交付額 /10a	H21開始 75,000円(15,000円×5年) H22開始 60,000円(15,000円×4年) H23開始 45,000円(15,000円×3年)

被災農地と周辺未被災農地との一体的整備の促進

45,000千円

(全額一般)

再度の災害防止と復興の観点から、河川復旧計画に併せて被災農地と周辺未被災農地を一体的に整備する場合の農家負担の軽減措置を実施

<県単独災害関連ほ場整備事業>

- ・ 事業主体 市町等
- ・ 対象地区 被災農地を含むほ場整備の未実施地区で、災害関連区画整備事業や既存補助制度で対応できない地区
- ・ 採択要件 受益面積5ha未満、戸数2戸以上かつ市町が13%以上の負担を行うこと
- ・ 補助率 80% (市町・農家20%)
- ・ 実施地区数 3地区 (朝来市、宍粟市、佐用町)

野生動物防護柵の設置支援 (拡充)

6,000千円

(全額一般)

防護柵の設置支援について、新設・機能向上に加え、被害を受けた既設防護柵の復旧に要する経費も新たに対象

- ・ 事業主体 集落等
- ・ 対象事業
  - ・ 新設
  - ・ 機能向上
  - ・ 既設防護柵の復旧 (新規)
    - [既設防護柵の復旧の要件]
    - ・ 台風9号等の被害による復旧工事であること
    - ・ 耐用年数の範囲内の既設防護柵であること
    - ・ 1集落あたりの工事費が10万円以上であること等
- ・ 補助率 9/10 (県6/10、市町3/10)
- ・ 事業量 約6.5km

#### 4 施設等の復旧・復興対策

##### (1) 農林水産関係

施設の復旧復興

補助事業

5,558,000千円

(国庫4,560,000千円、起債834,400千円、一般163,600千円)

ア 復旧分

2,667,000千円

(国庫2,602,000千円、起債8,200千円、一般56,800千円)

(単位：千円)

区 分	所要見込額	年 次 割		H21見込
		H21	H22～23	
農地・農業用施設	2,972,000	71.50	28.50	2,124,000
林道	森林基幹道	163,000	80.00	131,000
	災害林道復旧	481,000	80.00	383,000
共同利用施設	24,000	100.00		24,000
県営漁港	5,000	100.00		5,000
計	3,645,000	-	-	2,667,000

激甚災害(本激)の指定に伴う国庫補助嵩上げ

(地元負担額に対する国庫補助)

- ・ 農地・農業用施設：市町及び農家負担額のうち、新たに70%～90%を国庫補助
- ・ 林道：県及び市町負担額のうち、新たに70%～90%を国庫補助

(復旧分実施箇所等)

区 分	実施箇所等
農地・農業用施設	円光寺井堰(佐用川、佐用町)流出、草木農道橋(宍粟市)落橋、向田井堰(円山川、朝来市)流出 等3,136箇所
林道	県営「千町・段ヶ峰線」(宍粟市一宮町)、県営「須留ヶ峰線」(朝来市)路肩崩壊 等5路線
	市営「大河内線」(宍粟市一宮町)、市営「朝谷線」(朝来市)路肩崩壊 等102路線
共同利用施設	上月農業倉庫(佐用町)、育苗センター(朝来市) 等9箇所
県営漁港	漁港(家島、坊勢)漂着ゴミ撤去



イ 改良分 2,891,000千円  
 (国庫1,958,000千円、起債826,200千円、一般106,800千円)  
 災害関連緊急治山等 2,279,000千円  
 農村生活環境施設等 612,000千円  
 被災作業道再整備 (122,000千円・公共造林事業を活用)

(改良分実施箇所等)

区 分	実施箇所等
災害関連緊急治山等	[治山ダム] 仁位地区(佐用町)、下河野地区(宍粟市千種町)、田路地区(朝来市)溪流荒廃等 29基 [山腹工等] 船越地区(佐用町)、草木地区(宍粟市一宮町)、左囊地区(朝来市)山腹崩壊等 11箇所
農村生活環境施設	早瀬地区(佐用町)農業集落排水施設水没、下河野地区(宍粟市)農業集落排水施設水没、立野地区(朝来市)農業集落排水施設水没等 23地区
被災作業道再整備	加美地区(多可町)、一宮地区(宍粟市一宮町)、神子畑地区(朝来市)等 379箇所

単独事業 833,000千円  
 (起債821,400千円、一般11,600千円)

ア 県単独災害復旧事業 33,000千円  
 (起債21,400千円、一般11,600千円)

被災地域における公共農林施設の復旧を実施

- ・ 実施件数 林道54箇所

イ 林地災害復旧事業 800,000千円  
 (全額起債)

林地災害のうち、国庫補助制度では対応できない事業を県単独で実施

- ・ 実施件数 治山ダム29基、山腹工57箇所

(単位：千円)

区 分		採択要件		負担割合		事業費	
		保全対象	事業費	県	市町	事業費	予算計上額
林地崩壊防止対策事業	県実施分	人家5戸以上 主要な公共施設	200万円以上 7,000万円 未満	10/10	-	652,000	652,000
	市町実施分	人家1~4戸以上 市町等管理施設		2/3	1/3	192,000	128,000
崩壊土砂等緊急除去対策事業		治山事業に先行して実施する危険な崩壊土砂等の除去		2/3	1/3	30,000	20,000
計						874,000	800,000

## 障害物等の処理

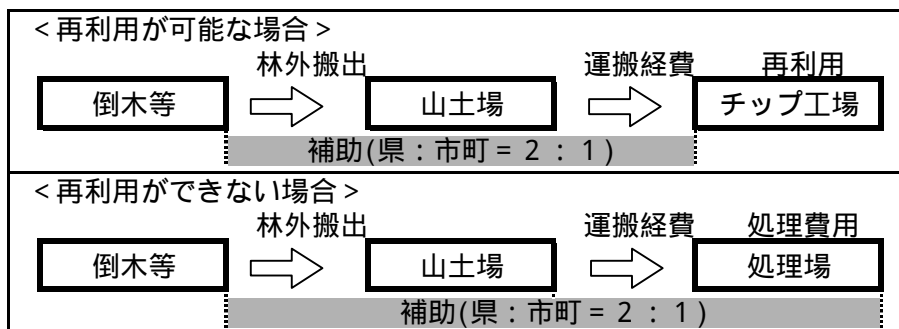
### 倒木等処理対策（拡充）

37,000千円

（全額一般）

2次災害の危険のある倒木等について、市町と共同で計画的に処理を実施

- ・ 事業主体 市町等
- ・ 負担割合 県 2/3、市町 1/3
- ・ 実施箇所 300箇所（H21:100箇所、H22:200箇所）



### 漁場回収ゴミ処理支援事業

2,000千円

（全額一般）

豪雨に伴い漁場に漂着した流木等のゴミについて、市町に処理費用の一部を支援

- ・ 事業主体 市町（姫路市）
- ・ 負担割合 県1/3、市町1/3、漁業系統団体1/3
- ・ 処分量 300トン

(2) 土木関係

施設の復旧復興  
補助事業

15,929,000千円

(国庫 10,594,000千円、起債 5,295,700千円、一般 39,300千円)

ア 復旧分

14,840,000千円

(国庫 9,898,000千円、起債 4,942,000千円)

(単位：千円)

区 分	所要見込額	年 次 割		H21見込
		H21	H22～23	
河川	19,036,000	61.17	38.83	11,645,000
砂防	1,468,000	82.22	17.78	1,207,000
道路	2,421,000	81.50	18.50	1,973,000
橋りょう	15,000	100.00	0.00	15,000
計	22,940,000	-	-	14,840,000

(復旧分実施箇所等)

区 分	実施箇所等
河 川	神子畑川(朝来市神子畑)護岸崩壊、福知川(宍粟市福知)護岸崩壊、揖保川(宍粟市生栖)護岸崩壊、杉原川(多可町加美区)護岸崩壊 等 767箇所
砂 防	桑村川(佐用町)護岸崩壊、若洲川(佐用町)護岸崩壊、桧倉川(丹波市青垣町)護岸崩壊 等 123箇所
道 路	(国)429号(朝来市神子畑)崩土・道路崩壊、(主)一宮生野線(宍粟市一宮町福知)道路流失、(一)若屋生野線(神河町大畑)路肩崩壊 等 162箇所
橋りょう	佐用停車場線佐用大橋橋側歩道橋下部工沈下 1箇所

イ 改良分

1,089,000千円

(国庫 696,000千円、起債 353,700千円、一般 39,300千円)

河川 160,000千円

砂防 929,000千円

(改良分実施箇所等)

区 分	実施箇所等
河 川	(二)千種川(佐用町)、(二)佐用川(佐用町)、(二)庵川(佐用町)、(二)大日山川(佐用町)、(二)幕山川(佐用町)、(二)江川川(佐用町)、(二)犬見川(神河町) 7箇所
砂 防	[砂防えん堤] 神谷川(朝来市)、桑村川(佐用町)等 7基 [流路工事等] 登り川(神河町)、中坪川(宍粟市)等 5箇所

単独事業 3,000,000千円  
(全額起債)

ア 県単独災害復旧事業 2,000,000千円  
(全額起債)

被災地域における小規模な公共土木施設の復旧及び冠水箇所の泥土撤去、流木撤去・処分などの応急復旧を実施

・ 実施箇所数 小規模災害復旧：道路 20箇所 河川139箇所 砂防70箇所  
 応急復旧：道路389箇所 河川109箇所 砂防63箇所  
 調査・設計：道路 82箇所 河川383箇所 砂防61箇所

イ 河川土砂等除去対策事業 1,000,000千円  
(全額起債)

国庫補助採択されない河川流水障害物(土砂・流木等)の除去を県単独で実施

・ 実施箇所 千種川水系・揖保川水系等75箇所

(3) その他の施設

県有施設災害復旧事業 369,600千円  
(国庫188,100千円、起債181,500千円)  
(単位：千円)

区分	所要額	主な施設・金額(被害内容)
県立施設	39,700	7施設 [災害対応総合情報ネットワークシステム7,000(佐用町役場内非常用自家発電機浸水)、但馬食肉衛生検査所和田山分室400(空調機損壊)、北部農業技術センター11,700(管理道路、駐車場損壊等)、森林林業技術センター3,000(土砂崩れ等)、内水面漁業センター6,500(取水口破損等)、砥峰高原施設1,400(木橋損壊等)、いえしま自然体験センター9,700(機械設備浸水等)]
県立学校	282,200	3高校 [山崎高校233,800(演習林宿舎・倉庫床上浸水、演習林作業道及び山崩落等)、佐用高校3,000(牧草地(実習地)排水溝決壊等)、伊和高校45,400(運動場土砂流入等)]
社会教育施設	33,000	1施設 [南但馬自然学校33,000(自然観察路落石・土砂崩れ等)]
交通安全施設	1,300	信号1基 [佐用署上月駅前信号500(制御器の水没)] 標識1基 [一宮町嶋田大型標識800(倒壊)]
警察施設等	13,400	9施設 [朝来警察署立野駐在所7,600(床上浸水等)、佐用署署長公舎2,700(床上浸水等)、佐用署上月駐在所1,100(床上浸水等)等]
計	369,600	

民間施設等災害復旧事業 138,800千円  
 (国庫43,500千円、起債15,200千円、一般80,100千円)

ア 社会福祉施設災害復旧事業 63,800千円  
 (国庫43,500千円、起債15,200千円、一般5,100千円)

- ・ 実施施設 老人福祉施設等10施設
- ・ 負担割合 老人福祉施設 国1/2、県1/4、事業者1/4  
 (うち介護老人保健施設 国1/3、事業者2/3)  
 障害者施設 国1/2、県1/4、事業者1/4  
 保育所 国1/2、県1/4、市町・事業主1/4

(単位：千円)

区分	金額	被害施設、被害内容等
老人福祉施設	35,100	きらめきケアセンター上月(佐用町)：機械設備、特浴等使用不能
		やすらぎの家さよう(佐用町)：機械設備、壁等の破損
		浩陽園(佐用町)：機械設備、特浴等使用不能
		宅老所えんや(朝来市)：機械設備、特浴等使用不能
		みどり苑(宍粟市)：床、空調設備の損傷
障害者施設	8,400	地域活動支援センター「あさざり」(佐用町)：壁等の破損
		共同生活援助事業所「たんぼぼ」(佐用町)：壁等の破損
保育所	20,300	長谷保育園(公立)(佐用町)：壁等の破損
		久崎保育園(公立)(佐用町)：壁、厨房機器、電子機器等の破損
		上月保育園(公立)(佐用町)：壁等の破損

イ 文化財災害復旧事業 5,000千円  
 (全額一般)

- ・ 実施施設 国指定文化財1件  
 県指定文化財2件
- ・ 負担割合 国指定 法人分 国1/2、県1/6、市町1/6、法人1/6  
 県指定 法人分 県1/3、市町1/3、法人1/3

(単位：千円)

区分	金額	被害施設、被害内容等
国指定文化財	4,803	神子畑鉄橋(朝来市)：橋体の破損
県指定文化財	188	農村歌舞伎舞台(宍粟市)：舞台土台の崩落、 飛龍の滝(佐用町)：進入路への土砂流入等

ウ 景観形成重要建造物等の復旧支援（拡充） 70,000千円  
（全額一般）

(a) 景観形成重要建造物等復旧支援

景観条例に基づく景観形成重要建造物等の復旧にかかる所有者負担の軽減措置を実施

- ・ 助成対象 景観形成重要建造物等
- ・ 助成経費 景観形成上深刻な被害の復旧
- ・ 負担割合 県 1/2、市町 1/3、所有者 1/6（現行 県 1/3、所有者 2/3）
- ・ 助成限度額 15,000 千円（現行 3,300 千円）
- ・ 助成見込 3件（平福地区）

(b) 歴史的景観形成建築物復旧支援

景観形成上、早急な復旧が特に必要であると認められる建築物等の復旧にかかる所有者負担の軽減措置を実施

- ・ 助成対象 歴史的景観形成地区またはその予定地区内において、特に景観の形成に資すると認められる建築物等
- ・ 助成経費 損壊した外観の復旧のうち、地域の風土と調和した景観形成に配慮することにより、通常以上の経費負担を要するもの
- ・ 負担割合 県 1/2、所有者 1/2（現行 県 1/3、所有者 2/3）
- ・ 助成限度額 5,000 千円（現行 3,300 千円）
- ・ 助成見込 10件（景観条例に基づく歴史的景観形成地区指定予定地区（平福地区）内の建築物）

## 新型インフルエンザに係る緊急対策

### [医療供給体制の充実]

一般医療機関外来部門の感染防止設備等整備費の助成（新規）

152,000千円

（国庫76,000千円、一般76,000千円）

一般医療機関において診療が可能となるよう、院内感染防止対策に必要な設備整備費を助成

- ・ 補助対象経費及び助成単価
  - ・ クリーンパーテーション(診療所) 20万円（助成見込400箇所）
  - ・ 排気型HEPAユニット等(病院) 120万円（助成見込 60箇所）
- ・ 負担割合 国1/2、県1/2

簡易透析装置整備費の助成（新規）

67,000千円

（全額一般）

新型インフルエンザに感染した腎疾患患者が、透析室以外の場所で透析を受けることができる医療機関を確保するため、簡易透析装置の整備費に対し助成

- ・ 整備台数 20台（2次保健医療圏域毎に2台）
- ・ 助成単価 5,000千円
- ・ 負担割合 県2/3、事業者1/3

臨時専用外来の設置に向けた陰圧式テントの備蓄（新規）

60,000千円

（全額一般）

強毒性ウイルスのまん延時に、一般医療機関において臨時の専用外来を設置できるよう、感染症対策用陰圧式テントを県が備蓄

- ・ 実施方法 県が陰圧式テントを購入し、必要に応じ臨時専用外来を設置する医療機関へ貸与
- ・ 整備個数 20個（2次保健医療圏域毎に2箇所設置する臨時専用外来毎に1個）

[情報の提供]

インフルエンザ情報センターの設置（新規）

1,200千円

（全額一般）

インフルエンザに関する情報を一元的に管理するインフルエンザ情報センターを設置（広域災害・救急医療情報システムを活用）

名 称	学校サーベイランスシステム	医療機関情報システム	広域災害・救急医療情報システム
内 容	発生動向情報 〔学校や地域における発生状況の情報収集・発信（県民向け）〕	外来医療情報 〔受入可能医療機関について情報提供（県民向け）〕	入院医療情報 〔受入可能医療機関及び空床情報を提供（医療機関向け）〕

〔センターの機能〕  
 入院受入可能な病院及び空床の情報提供を受けた一般医療機関が空床のある病院と直接、入院調整  
 透析患者や妊産婦といったハイリスク患者などで特に医療機関間の調整を要する場合は、健康福祉事務所がコーディネート機能を発揮

- ・ 設置場所 県立健康生活科学研究所(感染症情報センター)
- ・ 設置時期 H21.10月

感染症対策の啓発（新規）

1,700千円

（全額一般）

新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や諸対策のポイント等を普及、啓発するためのパンフレットを作成

- ・ 配布対象 学校、社会福祉施設、事業所、自主防災組織、医療機関、市町等
- ・ 部数 10万部

社会福祉施設等休業時対応マニュアルの整備（新規）

1,000千円

（全額一般）

休業時の代替サービスの確保や、やむを得ず利用者の受け入れを行う場合等に備えた対策マニュアルを作成

- ・ 対象事業者 介護保険サービス事業者等

新型インフルエンザ対策講習会の開催（新規）

1,000千円

（全額一般）

新型インフルエンザ対策に関する先進的な取り組みや最新知見等の情報提供を行う講習会を開催

- ・ 対象者 学校、保育所、社会福祉施設及び企業・事業所関係者
- ・ 開催回数 4回(各分野ごと1回ずつ開催)



医療機関向け講習会の実施（新規） 1,000千円  
（全額一般）

新型インフルエンザに関する最新知見等の情報提供を行う講習会を開催

- ・ 実施方法 (社)兵庫県医師会に委託
- ・ 対象者 一般医療機関に勤務する医師等
- ・ 開催回数 10回(10圏域×1回)

#### [感染防止体制の充実]

新型インフルエンザ健康相談窓口の運営等 14,200千円  
（全額一般）

県民からの新型インフルエンザに関する健康相談に対応するため、全健康福祉事務所に相談窓口を設置

- ・ 設置場所 全健康福祉事務所
- ・ 相談時間 平日 9:00～18:00（休日・夜間は災害対策センターに自動転送して対応）
- ・ 対応者 保健師、看護師等

マスク等感染防護資材の整備 89,800千円  
（全額一般）

健康福祉事務所などの窓口対応職員の感染防止のため、マスク、消毒薬等を整備

校舎等の消毒 1,900千円  
（国庫900千円、一般1,000千円）

県立高校において、校内の消毒、床面殺菌等を実施

県対策本部アドバイザーの設置（新規） 447千円  
（全額一般）

県対策本部において、機動的に対策を実施するため、医学分野・危機管理分野等の専門家をアドバイザーとして委嘱

- ・ 人数 6人

#### [検査体制の充実]

検査定点箇所の追加（拡充） 2,104千円  
（国庫1,052千円、一般1,052千円）

ウイルスの変異等を把握するため、検査定点箇所を追加

- ・ 定点箇所数 20箇所（現行3箇所）  
（2次保健医療圏域毎に2定点（10圏域×2定点））

検査等の実施 5,900千円  
（国庫3,100千円、一般2,800千円）

県立健康生活科学研究所によるPCR検査での陽性・陰性の判定、各健康福祉事務所から同研究所への検体搬送の実施等

RNA自動抽出機の整備（新規） 5,970千円  
（全額一般）

PCR検査の効率的な実施のため、検査の前処理を自動で行うRNA自動抽出機を整備

- ・ 設置場所 県立健康生活科学研究所
- ・ 整備台数 3台

サーモグラフィの整備（拡充） 2,555千円  
（全額一般）

院内での二次感染を防ぐため、病院の入り口前で来院者の発熱の有無を確認するためのサーモグラフィを追加整備

- ・ 設置場所 インフルエンザ専用外来医療機関
- ・ 整備台数 3台（当初 10台、5月補正 29台）

[にぎわい復活・誘客支援]

地域元気回復支援事業の実施（拡充） 281,300千円  
（全額経済危機対策臨時交付金）

新型インフルエンザの発生により深刻な影響を受けた地域の元気回復を図るため、地域が行う集客・交流の拡大を目指した取組を助成

- ・ 補助対象者 観光協会、商店街・小売市場、公益法人、第3セクター及びこれら団体・企業・県民等が参画する協議会等
- ・ 対象事業 地域の活性化に資する集客・交流イベント

観光イベント 事業例	商店街イベント 事業例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光地を巡るスタンプラリー</li> <li>・ 夜の温泉地ライトアップ</li> <li>・ 観光地を巡る周遊バスの運行</li> <li>・ 体験参加型イベント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店街でのストリートライブ</li> <li>・ 小学生の絵画展</li> <li>・ フリーマーケットや特産品の販売</li> <li>・ スタンプラリー</li> </ul>

- ・ 対象経費 実施に要する経費（ただし、イベント出展者から徴収する出展料などの収益事業にかかる経費、食料費、備品費は対象外）  
出展・出演料、景品代・パルティは助成対象経費の1割とする。

第1期分（21年6月～9月） 81,300千円

実施規模が5月補正計上額を大幅に上回ったことから、追加措置

- ・ 全体実施規模 206,300千円（採択見込 209件）  

5月補正額	125,000千円
今回補正額	81,300千円

・ 補助率	定額				
・ 補助額	事業費のうち補助対象となる経費の規模に応じて助成				
（単位：万円）					
補助対象額	20以上	50以上	100以上	250以上	500以上
補助額	20	50	100	250	500

第2期分(21年10月~22年3月)

200,000千円

新型インフルエンザによる風評被害から、未だ十分に回復していないことから、追加実施

- ・ 補助率 3/4
- ・ 補助額 20万円~500万円  
〔大規模分(100万円超~500万円(助成見込50件))  
小規模分(20万円~100万円(助成見込100件))〕

「やっぱり、ひょうご」キャンペーンの推進

74,720千円

(全額経済危機対策臨時交付金)

新型インフルエンザの影響で落ち込んだ観光客を呼び戻すため、市町、観光関係団体等が一丸となって、JR西日本等のJRグループ、大手旅行会社等の協力を得て、兵庫県の観光魅力を情報発信する全国観光キャンペーンを展開

- ・ 事業主体 (社)ひょうごツーリズム協会
- ・ 実施事業

ア 観光宣伝活動事業

44,182千円

- ・ 全国への観光キャラバン隊の派遣  
(開催駅:東京、大阪、京都、名古屋、金沢、博多、広島、高松)
- ・ 被害を受けた地域の旅館・ホテル等への誘客促進
- ・ マスコミによる県外PR
- ・ 県内観光地視察ツアーの実施
- ・ 映像による観光PR

イ イベント事業

2,749千円

観光魅力をPRするため、兵庫の食と温泉のPRイベントを東京都内で開催

ウ 観光宣伝資材作成

27,789千円

- ・ キャンペーンイベントガイドブック作成
- ・ キャンペーンポスター作成
- ・ JR車内吊り広告用ポスター作成
- ・ ホームページ開設
- ・ PRのぼり作成
- ・ 実施時期 H21.6月~H21.9月

## [研究・開発]

大学等研究機関との共同研究の実施(新規)

(既定の予算を活用)

新型インフルエンザウイルスの全遺伝子配列の確定や迅速で正確な診断法の開発を行うため、大学等研究機関との共同研究を実施

- ・ 実施体制 県立健康生活科学研究所と研究機関によるプロジェクトチームを設置  
(県立健康生活科学研究所、神戸大学理化学研究所、企業等)

その他、緊急に執行を要する事業

[全額国庫補助金で行う事業で、緊急に執行を要する事業]

震度計の追加設置等（拡充） 176,000千円  
（全額国庫）

震度計の追加設置、老朽化に伴う分岐装置の更新、及びフェニックス防災システムに新設震度計の震度情報を取り込むためのサーバプログラム改修を実施

- ・ 震度計の設置 10箇所（神戸市各区（設置済の中央区を除く。北区×2）神河町（旧神崎町））
- ・ 分岐装置の更新 31箇所（気象庁、防災科学研究所設置分）
- ・ サーバプログラム改修

（参考）消防庁配置基準（平成21年4月）

平成の大合併前の市区町村ごとに、少なくとも1箇所設置（旧神崎町該当）  
政令指定都市の区ごとに最低1箇所設置（神戸市各区該当）  
一市区町村内に人口集中地区又は新たに大規模な開発地域がある場合は、一つの震度計から10km以上離れている地域に設置（神戸市北区に2箇所設置必要）

地域SNS・地域ポイントシステム連携プロジェクトの構築（新規） 29,866千円  
（全額国庫）

県政への参画及び地域における社会貢献活動を促すため、地域SNSと連携し、地域ポイントシステムを構築

- ・ システムの運営主体 地域SNS運営者等（システム開発は県で実施）

（参考）

地域SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）  
パソコンや携帯電話を利用して、インターネット上でコミュニケーションや情報共有を行うことができる地域向けの交流・情報提供サイト  
地域ポイントシステム  
地域に貢献する活動を行った場合にポイントが付与され、ポイントに応じて県立施設の入場券等と交換できるシステム

地図情報連携プロジェクトの構築（新規） 18,391千円  
（全額国庫）

地域間交流の促進を図るため、地域SNSにおいて、電子国土マップを活用し、利用者が地図データを加工できるシステムを構築

- ・ システムの運営主体 地域SNS運営者等（システム開発は県で実施）

## その他の対策

### [使用料の見直し]

人と防災未来センター観覧料の小中学生の無料化（拡充）

1月の再オープンを機に、震災の経験と教訓をより多くの次世代を担う子どもたちへ継承するため、新たに県外の小中学生の観覧料を無料化（県内の小中学生についてはココロカードにより既に無料）

- ・ 観覧料      小中学生      無      料  
                 高校・大学      450円  
                 大人              600円
- ・ 実施時期      H22.1月

県立施設使用料における障害者に対する減免率の引き上げ（拡充）

障害者が互いに支え合う団体活動を支援するため、障害者が県立施設を団体で利用する場合の減免率を引き上げ

- ・ 減免率      50%（現行 30%）
- ・ 実施時期      H21.10.1

[県事業に対する市町負担金の決定]

市町の受益の程度に応じ、従来どおり9月県議会に市町負担を求める事件決議を提案する。

・ 本県の考え方

- ・ 国直轄事業に対する県負担金については、詳細が示され、その内容に不合理がなければ、知事会の決定を踏まえ、今年度の負担を行う方針である。
- ・ 国直轄事業においては、県が負担すべき事業及び割合が法律によって定められている。
- ・ 一方、県事業の市町村負担金は、地方財政法等の規定により、毎年度議会に諮って、市町が負担すべき事業及び割合を定める必要があることから、9月県議会に提案する。
- ・ 負担割合は、現行どおりとする。
- ・ 市町への負担金の請求にあたり、県から、事業内容及び負担を求める経費の詳細について、県が国に対して求めている内容と同様の説明を行う。

・ 9月県議会に提案する負担金徴収対象事業

事業区分		根拠法令	負担割合	
農政環境部	農業農村道整備事業	公共事業	土地改良法	10～25%
	林道整備事業	公共事業	地方財政法	10%
		県単独事業		20%
	漁港整備事業	公共事業	地方財政法	0.5%～10%
		県単独事業		15%
	県土整備部	急傾斜地崩壊対策事業	公共事業	地方財政法
県単独事業			10%	
港湾改良事業		県単独事業	地方財政法	15%
街路事業		公共事業	地方財政法	1/6～1/4
		県単独事業		15%～50%
流域下水道事業		公共事業	下水道法	1/6～1/4
	県単独事業	50%		

流域下水道事業については、下水の処理費用についても、負担金として別途市町に求めているが、これについては使用料相当額であることから、引き続き市町に負担を求める。

[中小企業制度融資の金利改定]

指標金利である長期プライムレートが引き下げられた(2.5% 1.9%)ことから、中小企業制度融資の金利を引き下げ

- ・ 実施時期 H21.10.1
- ・ 改定後の金利

資金名		改定後	(参考) 現行
新分野進出資金	事業応援貸付	1.90%	1.95%
	第二創業貸付		
	経営革新貸付	1.50%	1.55%
	新事業創出貸付		
設備促進資金	設備活性化貸付	1.50%	1.55%
	設備更新貸付		
	先端技術・情報整備貸付		
	食品安全貸付		
立地資金	拠点地区進出貸付	1.30%	1.35%
	産業団地進出貸付	1.70%	1.75%
観光商業設備資金	観光・商業設備貸付	1.90%	1.95%
ユニバーサル資金	観光施設ユニバーサル貸付	1.50%	1.55%
	事業所ユニバーサル貸付		
開業資金	新規開業貸付	1.70%	1.75%
	再挑戦貸付		
経営安定資金	経営円滑化貸付	1.30%	1.35%
	連鎖倒産防止貸付		
	金融変化対策貸付	2.00%	2.20%
	企業再生貸付		
借換資金	借換貸付	1.90%	1.95%
	借換貸付(台風第9号等災害対応)		
長期資金		2.00%	2.20%
短期資金		1.60%	1.60%
小規模資金	小規模無担保貸付	1.90%	1.95%
	無担保・無保証人貸付	1.70%	1.75%
	特別小規模貸付		